

宇宙ビジネスモデル確立支援事業実施業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する宇宙ビジネスモデル確立支援事業実施業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の趣旨・目的

宇宙産業は、2040 年までに世界で約 140 兆円（今後 20 年間で約 3 倍）の市場規模になると予測されている。こうした市場拡大の中、我が国政府も宇宙基本計画において「2020 年に 4.0 兆円となっている市場規模を、2030 年代の早期に 2 倍の 8.0 兆円に拡大していく」との目標を掲げるなど、今後大きな成長が期待されている産業である。

このような成長機会を背景に、本県には宇宙産業と親和性の高い航空機産業をはじめ、高度な加工系産業（自動車、医療福祉機器等）が集積し、多様な強みを持つ中小企業（高機能素材、加工、組立て等）が多数存在しており、宇宙産業へ参入できるポテンシャルは高い。そのポテンシャルを背景として、実際に宇宙ビジネスに取り組む／取り組もうとしている企業も増えてきている。

一方で、その参入段階は、参入方法を模索中の企業から参入確度が高い段階に到達している企業まで、進捗のレベルは様々であることから、一律の支援では十分な効果が得られにくい。このため、企業の新規参入を強力に後押しするためには、それぞれのレベルに合わせた支援を実施することが必要である。

そこで本委託業務では、そうした個々の企業レベルに合わせ、(1)参入手法を学ぶワークショップ及び(2)ビジネスモデル構築に向けた個別企業への伴走支援を行うことで、県内ものづくり企業の宇宙産業への新規参入の促進を図る。

2 委託業務の内容

乙は、甲の立場に立ち、以下の項目を履行するとともに、業務内容の進捗管理など業務全体のマネジメントを主体的に遂行すること。

なお、各項目の履行の前には、必要に応じて甲との協議を行い、検討内容を適宜柔軟に見直すこと。

(1) ワークショップ

宇宙ビジネスへの参入手法を学び、必要となる技術の習得等を図る参加型ワークショップを開催する。

ア 開催時期：令和 8 (2026) 年 9 月頃～令和 9 (2027) 年 2 月頃

イ 対 象：宇宙産業参入に関心のある県内中小企業

ウ 支援社数：5 社程度

エ 回 数：4 回程度

オ 実施方法：現地、オンラインの別を問わない。

ただし、原則として現地で実施するよう努めること。

(2) 伴走支援

宇宙産業参入に意欲の高い企業が抱える経営課題等の解決に資する最適な専門家をマッチングし、当該専門家が伴走支援しながらその解決を目指す。

ア 開催時期：令和8(2026)年9月頃～令和9(2027)年2月頃

イ 対 象：宇宙産業参入に意欲の高い県内中小企業

ウ 支援社数：2社

エ 回 数：4回程度／社

オ 実施方法：現地、オンラインの別を問わない。

ただし、初回は現地で実施するよう努めること。

(3) 成果報告会

本業務で宇宙産業参入に向けた活動に取り組んだ企業の事例について、成果報告会を開催し、県内企業をはじめ関係機関（市町村や商工団体等）に向けて横展開を図る。

ア 開催時期：令和9(2027)年2月頃

イ 対 象：県内企業、関係機関その他宇宙産業に関心を有する者

ウ 回 数：1回

エ 開催方法：現地

3 委託契約期間

委託契約締結日から令和9(2027)年3月10日まで

4 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として業務完了後の精算払いとする。

5 成果物の提出

乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲が別途指定する期日までに甲に提出し、甲の検査を受けること。

6 その他

(1) 乙は本県の条例、規則等を遵守し、真に甲の立場に立ち業務の遂行にあたること。

(2) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。

(3) 仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。

(4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に県の承諾を得ること。

(5) 契約締結後に生じた事由により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、乙は、甲と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を甲に提出するものとする。

(6) 上記(5)に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、甲は、その内容を審査し、

適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。

- (7) 委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (8) 委託業務の実施によって取得した著作権は、甲に帰属する。
- (9) 乙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管するものとする。
- (10) 本業務は、会計実施検査の対象であり、検査がある場合は協力すること。
- (11) 本業務は、国の地域未来交付金（地域未来推進型）を財源として実施する事業であるため、事業終了後、甲の求めに応じて、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。